

## 川崎区役所YOUテレビデータ放送運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市における事業等を広く区民に知らせることにより、市政への理解と関心を高めるためYOUテレビ株式会社のデータ放送に掲載するために必要な事項を定める。

### (掲載基準)

第2条 データ放送に掲載できる情報は、次のとおりとする。

- (1) 区民に係る行政情報
- (2) 川崎市が実施、共催又は後援する事業
- (3) その他、区長が必要と認めるもの

### (掲載期間)

第3条 掲載期間は最大2カ月とし、更新できるものとする。

### (掲載の申請)

第4条 データ放送へ掲載を希望する所管課は、その局室区の広報広聴主管の承認を受け、「YOUテレビデータ放送掲載依頼票」(様式)を別に定める期日までに、川崎区役所まちづくり推進部企画課に提出するものとする。

掲載の可否は、川崎区役所まちづくり推進部企画課が調整し、決定する。

### (掲載の取消)

第5条 区長は、掲載基準に従い、掲載することが不適当となったと認めるときは、掲載を取消することができる。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、川崎区長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年8月21日から施行する。